

TOWA株式会社

定 款

1979 年 4 月 5 日	作			成
1979 年 4 月 7 日	公	証	人	証
1979 年 4 月 17 日	会	社	成	立
1984 年 9 月 7 日	—	部	変	更
1986 年 3 月 31 日	—	部	変	更
1986 年 9 月 10 日	—	部	変	更
1989 年 4 月 5 日	—	部	変	更
1989 年 6 月 29 日	—	部	変	更
1990 年 6 月 29 日	—	部	変	更
1991 年 4 月 5 日	—	部	変	更
1992 年 6 月 26 日	—	部	変	更
1994 年 6 月 29 日	—	部	変	更
1995 年 6 月 29 日	—	部	変	更
1996 年 6 月 19 日	—	部	変	更
1997 年 6 月 27 日	—	部	変	更
1998 年 6 月 26 日	—	部	変	更
1999 年 6 月 29 日	—	部	変	更
2001 年 6 月 28 日	—	部	変	更
2002 年 6 月 27 日	—	部	変	更
2003 年 6 月 27 日	—	部	変	更
2004 年 6 月 29 日	—	部	変	更
2005 年 6 月 29 日	—	部	変	更
2006 年 6 月 29 日	—	部	変	更
2009 年 6 月 26 日	—	部	変	更
2011 年 6 月 29 日	—	部	変	更
2012 年 6 月 28 日	—	部	変	更
2014 年 6 月 27 日	—	部	変	更
2016 年 6 月 29 日	—	部	変	更
2022 年 6 月 29 日	—	部	変	更
2024 年 10 月 1 日	—	部	変	更

定 款

第 1 章 総 則

（商 号）

第 1 条 当社は、TOWA株式会社と称する。
英文ではTOWA CORPORATIONと表示する。

（目 的）

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 精密金型の開発・設計・製造および販売
- (2) 電子部品用生産装置の開発・設計・製造および販売
- (3) 電子部品用検査装置の開発・設計・製造および販売
- (4) 精密成形部品および組立製品の開発・設計・製造および販売
- (5) 医療機器の開発・設計・製造および販売
- (6) 電子通信機器の開発・設計・製造および販売
- (7) 精密加工用工具の開発・設計・製造および販売
- (8) 前各号に関連附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第 3 条 当社は、本店を京都市に置く。

（機 関）

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

（公告方法）

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、240,000,000株とする。

（単元株式数）

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第18条 当会社の取締役は、15名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上で、その過半数は社外取締役でなければならない。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名ならびにその他の役付取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 前2項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 . 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとする。

（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において、免除することができる。

2 . 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（執行役員）

第 31 条 当社は、取締役会の決議によって執行役員を置くことができる。

2 . 執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程による。

（相談役、顧問）

第 32 条 当社は、取締役会の決議によって相談役または顧問を置くことができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

- 第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役であった者の責任を法令の限度において、免除することができる。
- 第 2 条 前条および本条は、2026 年 6 月 2 9 日をもって削除する。